

県職交渉（時間外交渉）概要

- 1 日 時 令和6年5月16日（木）
- 2 場 所 審理審問室
- 3 出席者 【当局】行政経営部長、人事課長外
【組合】委員長、副委員長、書記長外
- 4 議 題 基本認識、産業医面談、時間外縮減の取組

項 目	組 合 主 張	当 局 回 答
基本認識	○36 協定に関して、労働基準法の認識を確認したい。 ○36 協定の意義は、全庁で共有されているのか。	○労働基準法で1日8時間、週40時間を超えて勤務させてはならず、臨時的にやむを得ない場合に36協定の範囲内で時間外命令ができるということになっている。 ○はい。機会あるごとに共有しているし、これからも徹底していく。
産業医面談	○産業医から指導・助言があったケースはあるのか。 ○産業医という専門家の助言は重い。しっかり対応してくれ。 ○対象者が面談を受けられていないことはないか。 ○これから出水期になるが、災害だからと職員の健康を疎かにしないでくれ。	○配慮が必要というのは何件かあったが、時間外を止める指導があったものはない。 ○ない。対象者は全員受診している。 ○はい。
時間外縮減の取組	○何のために縮減するのか、改めて考え方を聞かせてくれ。 ○昨年度の取組の評価は。 ○基本ルールの徹底は毎年言っているが、基本動作ができていないということか。	○県民サービスを行う上での前提となる職員の健康確保等のためだ。 ○全体平均は下がったが、所属別や個人別で見た時に依然多い状況もある。引き続き縮減に取り組んでいかないといけない。 ○まだ十分ではないと認識している。新たな取組をするというよりは、これまでの取組を徹底していく。